

# 北海道自然環境等保全条例 に基づく開発行為について

## a. 北海道自然環境等保全条例に基づく特定開発行為とは

(根拠：条例第 30 条第 1 項)

北海道自然環境等保全条例に基づく特定開発行為は、無秩序な開発行為によってもたらされる環境の破壊や災害の発生を未然に防止するため、1ha 以上の規模のスキー場の建設、資材置場の造成、土石の採取などの特定の開発行為を行う場合は知事の許可を受ける必要があります。

## b. 特定開発行為の許可申請(根拠:条例第 30 条第 1 項)が必要な行為

- (1) スキー場の建設
  - (2) キャンプ場、乗馬場、射撃場、アーチェリー場、車両競技場の建設
  - (3) 前 2 号に掲げる施設を 2 以上有する施設の建設
  - (4) 資材置場又は工場用地の造成
  - (5) 土石の採取
- (根拠：規則第 36 条)

## c. 規制対象外の開発行為(根拠:条例第 36 条第 1 項～第 3 項)

保安林等の区域

砂防法第 2 条の規定により指定された土地の区域

地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

規則で定める土地の区域 (根拠：規則第 46 条第 1 項)

海岸法第 3 条第 1 項の規定により指定された海岸保全区域

河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項の規定により定められた農業振興地域整備計画に基づく農用地区域

都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行う特定の開発行為

宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可を受けて行う特定の開発行為

採石法第 33 条の認可を受けた採取計画に基づいて行う特定の開発行為

砂利採取法第 16 条の認可を受けた採取計画に基づいて行う特定の開発行為

規則で定める特定の開発行為 (根拠：規則第 46 条第 2 項)

都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物の用に供する目的の特定の開発行為

旧住宅地造成事業に関する法律第 4 条の認可を受けて行う特定の開発行為

土地区画整理法第 4 条第 1 項の認可を受けて行う特定の開発行為又は同法第 14 条の認可を受けた者が行う特定の開発行為

親住宅市街地開発法第 46 条の認可を受けた施行計画に基づいて行う特定の開発行為

国・道・市町村その他規則で定める者が行う特定の開発行為

規則第 28 条に定める者 (根拠：規則第 46 条第 3 項)

#### d. 事前相談

特定の開発行為を行おうとするときは、あらかじめ許可申請の手続方法、事業計画の内容などについてオホーツク総合振興局環境生活課地域環境係に相談してください

※ 事前相談後の事前審査・許可申請手続きについて、相談時の担当者の指示に従ってください。

#### e. 事前審査の申出

許可申請に先立ち、事業の内容が条例で定める基準に適合するかどうかの事前審査を受けてください。

事前審査申出に必要な主な書類は次のとおりです。

ア 特定の開発行為事前審査申出書

イ 特定の開発行為計画概要書

ウ 工事工程表及び資金計画

エ 開発区域位置図

オ 計画平面図

カ その他 条例第 30 条第 2 項及び条例施行規則第 38 条で定めるもののうち、許可申請の際に必要な図書の写し。

提出部数 規模 20ha 以上は各 2 部、20ha 未満は各 1 部

#### f. 申請書の提出

事前審査で指導を受けた事項を整理し、申請書を提出してください

##### ・申請手数料

開発行為をする土地の面積	申請手数料	開発行為をする土地の面積	申請手数料
3 ha 未満	¥403,700	20 ha 以上 50 ha 未満	¥1,080,700
3 ha 以上 6 ha 未満	¥529,600	50 ha 以上 100 ha 未満	¥1,196,900
6 ha 以上 10 ha 未満	¥688,300	100 ha 以上	¥ 1,196,900 + 100ha 毎に 220,000
10 ha 以上 20 ha 未満	¥899,900		

手数料の金額は、改正されることがあります

#### g. 事前審査及び申請時に必要な書類

事前審査及び申請時に必要な書類の様式及び書式等は「北海道自然環境等保全条例に基づく特定の開発行為許可申請の手引き」「申請様式・書式事例」《北海道のホームページ（[ホーム](#)）> [環境生活部](#) > [環境推進課](#) > 特定の開発行為許可制度）》等を参照してください。

☆その他不明なことがあれば網走市建設港湾部都市整備課計画係またはオホーツク総合振興局保健環境部環境生活課地域環境係（0152-41-0603 内線 2971）までお問い合わせ願います。

網走市役所：Tel0152-44-6111（内線 250）